

# 御前崎市 結婚新生活支援補助金

結婚に伴いアパートなど市内の新たな住居へお住まいになるご夫婦の新生活を応援します。



御前崎市マスコットキャラクター  
なみまる・ふうちゃん

## ■ 対象世帯

令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されたご夫婦。

## ■ 条 件

- 夫婦の年間所得の合計が400万円未満であること。  
※申請時に無職の場合は、所得なしとして算出。  
※貸与型奨学金の返済を行っている場合、世帯の所得から年間返済額を控除。
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- 夫婦のいずれかが契約した住宅の購入、賃貸などの費用であること。
- 対象となる住居が御前崎市内にあり、夫婦の双方または一方の住所が当該住宅にあること。
- 他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- 静岡県又は御前崎市が開催する結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に資する家事育児参画促進講座等を受講していること。

## ■ 補助金額

令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に結婚に伴い要した住居費および引越費用の合計額を対象に、夫婦のうち年齢が高い方の婚姻日における年齢が29歳以下の世帯は60万円、39歳以下の世帯は30万円を上限として補助。

住居費……結婚を機に新たに物件を購入、賃借する際に要した費用（物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）

ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当の額を除く。

引越費用…引越業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る実費をいう。（レンタカー代や謝礼等は対象外）

## ■ 申請方法

交付申請書に必要な書類を添えて、令和4年3月31日までに御前崎市役所の企画政策課へ提出してください。

なお、申請にあたっては必ず事前にご相談ください。

## ■ お問い合わせ先

御前崎市役所2階 企画政策課

電話：0537-85-1161



御前崎市シティプロモーション  
ブランドロゴ

御前崎市結婚新生活支援補助金 チェックリスト

申請者 \_\_\_\_\_

※下記事項の全てが確認できない場合は、補助金の対象となりません。

確認事項	確認したらチェック☑
婚姻届を提出し、受理された日が令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間であるか。	<input type="checkbox"/> 期間内である (令和 年 月 日)
夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であるか。	<input type="checkbox"/> 39歳以下である (夫 歳、妻 歳)
夫婦のいずれかが契約した住宅であるか。	<input type="checkbox"/> 夫婦いずれかの契約である (夫・妻)
結婚を機に住居を購入または賃貸等をした時期が令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間であるか。	<input type="checkbox"/> 期間内である (令和 年 月 日)
住居手当の額が賃貸等の金額を上回っていないか。	<input type="checkbox"/> 上回っていない
結婚を機に行われた引越しの時期とその支払いは令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間であるか。	<input type="checkbox"/> 期間内である (令和 年 月 日)
平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間の夫婦合計所得が400万円未満である。ただし、申請時に無職の場合は所得なしとして算出する。 また、貸与型奨学金の返済を行っている場合は、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。	<input type="checkbox"/> 400万円未満である 夫の所得 ( ) 妻の所得 ( ) 奨学金の年間返済額 (△) ) 合計所得 ( )
対象となる住居が市内にあるか。	<input type="checkbox"/> 住居が市内にある
静岡県又は御前崎市が開催する結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に資する家事育児参画促進講座等を受講しているか。	<input type="checkbox"/> 受講している
申請する夫婦の双方または一方の住所が対象住居にあるか。	<input type="checkbox"/> 住所が対象住居にある
他の公的制度による家賃補助を受けていないか。	<input type="checkbox"/> 受けていない
過去にこの補助金を受けていないか。	<input type="checkbox"/> 受けていない

<所得の確認方法>

平成 年 分 給与所得の源泉徴収票

支給を受ける者 氏名 住所又は居所	氏名 (フリガナ) (電話番号)
種別 支払金額 給与所得控除後の金額 所得控除の合計額 源泉徴収税額	配属者の合計所得 国民年金保険料等の金額 社会保険料等の金額 生命保険料控除額 地租控除額 住宅借入金等特別控除額 所得控除後の金額 源泉徴収税額

給与所得者の所得金額は源泉徴収票「給与所得控除後の金額」欄にて確認できます。ただし、2か所以上から給与をもらっている場合等、給与所得者であってもこの方法では確認できないことがあります。